○国土交通省令第二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六条第十号ヲの規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により不動産特定共同事業の業務を適正に行うことができない者） **第九条の二**　法第六条第十号ヲの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により不動産特定共同事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
別記様式第三号（第八条関係） （略）	別記様式第三号（第八条関係） （略）
（Ａ４） 添　付　書　類　⑸ 誓約書 （　　商　　号　　又　　は　　名　　称　　）は、 不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第６条各号及び第７条第３号に該当しない者であることを誓約します。 ＿＿＿年＿＿月＿＿日 商号又は名称 本店所在地 代表者氏名　　㊞ 金融庁長官 国土交通大臣　殿 知事	（Ａ４） 添　付　書　類　⑸ 誓約書 （　　商　　号　　又　　は　　名　　称　　）は、 不動産特定共同事業法（平成６年法律第77条）第６条各号及び第７条第３号に該当しない者であることを誓約します。 ＿＿＿年＿＿月＿＿日 商号又は名称 本店所在地 代表者氏名　　㊞ 金融庁長官 国土交通大臣　殿 知事
記載要領 １・２　（略） ３　添付書類⑶―１ ①　（略） ②　役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業法施行令（平成６年政令第413号）第４条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第17条第１項に規定する者の１人１人についてそれぞれ作成すること。 なお、「賞罰」の欄は、法第６条第10号ロからルまでのうち該当するものを全て記入すること。 ４～７　（略）	記載要領 １・２　（略） ３　添付書類⑶―１ ①　（略） ②　役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第４条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第17条第１項に規定する者の１人１人についてそれぞれ作成すること。 なお、「賞罰」の欄は、法第６条第10号ハからヲのうち該当するものを全て記入すること。 ４～７　（略）